

土地利用方針の整理 < 本行徳石垣場・東浜地区 >

- ・ 本表は市川市が市民参加で作成した市川市行徳臨海部基本構想（平成14年12月作成）をベースに整理したものです。
- ・ アンダーライン部は、市川市行徳臨海部基本構想において本行徳石垣場、東浜地区の基本的方向性として整理されたキーワードです。
- ・ 終末処理場以外の施設例は、基本的な方針に基づくまちづくりのイメージを描いていただくために列記したもので、今後、実現化の検討の中で選定されます。
- ・ 土質・地下水調査結果から土地利用に制約が加わる場合があります。

基本的な方針	方針の内容	イメージ施設例	備考	メモ欄
広域的な人と緑のネットワーク拠点をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川左岸流域下水道「江戸川第一終末処理場」を設置することとし、建設にあたっては、周辺環境と調和した処理場とするため、地域における水と緑空間を体系的に整備する観点から環境対策施設の整備を図る。 (広域からの利用に供する機能配置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場 ・修景施設(植樹、芝、花壇等) ・広域避難地の一部 ・運動施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場施設の屋上等の活用により、環境対策施設の整備が可能である。 ・終末処理場の処理水の活用が可能である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境共生都市を目指し(豊かな水辺空間とみどりあふれるまちづくり)、自然との共生・調和を図るため、江戸川(放水路)を軸とした広域的な水と緑等の資源を活用し、ネットワーク拠点施設の整備を行う。(広域からの利用に供する機能配置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地・運動施設 ・遊歩道、サイクリングロード ・遊水池(せせらぎ、あし原) 	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川沿川地域や対岸地域(高谷・原木)との連携を考慮する ・終末処理場施設の屋上等の活用により、緑地空間の整備が可能である。 ・終末処理場の処理水の活用が可能である。 	
地域コミュニティを育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域全体の楽しみ場、憩いの場を創出するためのコミュニティ活動の拠点となる機能配置を行う。</u> ・<u>地域住民が協働で創り上げる創造の場とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティホール ・福祉関連施設 ・子供広場 ・小・中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・行徳地区の人口増加に伴い必要となる。 	
地域の防災機能を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害発生時に、一つの独立した地域としての対応が可能な防災まちづくりを行う。</u> ・<u>葛南地域における震災や洪水などの災害時の広域避難場所としての施設整備や機能を確保する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園(救急医療施設、防災備蓄倉庫) ・広域避難地・避難路 ・江戸川高規格堤防(スーパー堤防) ・雨水調節池 	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場の上部や江戸川河川敷などの活用が可能である。 ・国土交通省の計画に位置づけられている。 ・開発に伴い雨水対策が必要となる。 	
地域の個性をつくりだす	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域特性を活かした地域住民が誇りに思い、地域全体の利用に供するシンボリックな空間を創出する。</u> ・<u>新しい形態での職住共存のまちづくりを行う。</u> ・地域の構成ともなる新しい産業創出空間としての活用を図る。 (土地の規模・形態を活かした空間利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域冷暖房供給 ・壁面緑化、太陽光発電等 ・個性ある複合文化施設 創作美術館・創作工房 環境系総合図書館等 ・情報関連の小規模企業立地の立地 ・新産業施設(アウトレットモール等)の立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場の処理水を熱源として活用することが可能である。 ・緑を増やす工夫をし、太陽光など自然のエネルギーを利用する。 	
緩衝空間を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・湾岸道路との間に緩衝機能空間を確保する。 ・<u>居住機能との調和を図るため、土地利用によっては住宅地との間に緩衝空間を整備する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯として機能する産業施設(試験場、作業場、事務所、軽工場) ・緑地帯、緑道、芝生の広場等 ・スポーツ活動の拠点(スポーツシュール等)としての運動施設(広場、競技場、体育館、宿泊施設、研修所等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然地形の活用も検討する。 	